

運委参第147号
平成23年6月24日

防衛大臣
北澤 俊美 殿

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇弘

コンテナ船 CARINA STAR 護衛艦くらま衝突事故に係る意見について

本事故は、夜間、関門航路早鞆瀬戸付近において、潮流が約1.3～2.7knの南西流である状況下、CARINA STAR（以下「A船」という。）が東進中、くらま（以下「B船」という。）が西進中、A船が先行する貨物船QUEEN ORCHID（以下「C船」という。）の右舷側に接近していた態勢から、C船の左舷側を追い越そうとしたため、関門航路の右側を航行しているB船の前路に向けて航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

B船が、速力約1.7knで航行したことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられるが、このことはAISの利用、関係船舶のVHF通信の傍受及び海上保安庁関門海峡海上交通センター（以下「関門マーチス」という。）の利用による通航船舶の動静把握並びに状況に応じた安全な速力の設定について、B船に対する適切な指導がなされておらず、関門海峡を通航する際の安全管理が適切でなかったことによるものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果に鑑み、関門港を航行する船舶の安全を確保するため、防衛大臣に対し、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じられた場合は、その内容について通知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

(1) 関門海峡通航のための運航マニュアルの改訂

運航マニュアルは、次の事項に係る改訂をすることが望まれる。

- ① A I Sの利用、関係船舶のV H F通信の傍受及び関門マーチスの利用による通航船舶の動静把握
- ② 通航時の安全な速力

(2) A I Sの取り扱い

A I S情報の発信により、これを受信した船舶が当該情報を活用することができることから、関門海峡を含む狭水道通航時等における所属船艇の発信について確実に実施していくことが望まれる。